

# 令和6年度 西部保健所行動計画

## I-1 健康危機管理の拠点としての機能の充実 — 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

- ・ 新興感染症や抗菌薬が効かない薬剤耐性（AMR）菌などの健康危機事案の発生に備え、保健所が健康危機管理拠点としての機能を果たすよう体制の整備と対応力の向上に取り組みます。
- ・ 頻発する自然災害の発生に備え、発災時に地区災害対策本部保健所班として保健医療体制を確保できるよう、初動体制の強化や受援体制の構築を進めるとともに、平時から市町村や関係機関等との連携体制強化に努めます。

## I-2 健康危機管理の拠点としての機能の充実 — 食品・生活対策（営業施設の指導等）の推進

- ・ 健康被害の未然防止に向けて、食品事業者へのHACCPに沿った衛生管理の徹底と飲食店等への食中毒防止対策に取り組みます。
- ・ 食の安全・安心を確保するため、食品表示適正化を推進するとともに、食物アレルギーに関する正しい知識の普及啓発に努めます。

## II-1 健康寿命日本一に向けた取組 — 健康づくりの推進

- ・ 青壮年期からの健康づくりを推進するため、地域及び職域の関係機関と連携して、健康経営事業所の支援を行います。
- ・ 中食や外食で「うま塩メニュー」や「野菜たっぷりメニュー」が食べられるよう、健康づくりのための食環境整備に取り組みます。

## II-2 健康寿命日本一に向けた取組 — 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

- ・ 地域包括ケアシステムを深化していくため、管内市町が取り組む在宅医療・介護連携を引き続き支援します。
- ・ 医療機関や社会福祉施設などの関係機関や各種団体と連携して、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。

## III おおいたうつくし作戦の推進

- ・ 豊かな環境を将来の世代へ継承していくため、おおいたうつくし作戦地域連絡会の開催するなど、地域団体の裾野拡大と担い手確保の取組を行います。
- ・ 流域の住民が親しみを感じることでできる豊かな水環境をつくり、水環境の保全を推進するため各種の取組を行います。
- ・ 不法処理防止連絡協議会を活用し、廃棄物の減量化・再資源化と適正処理を推進します。
- ・ 建築物の解体作業によるアスベスト健康被害を防ぐため、アスベスト飛散防止対策を強化します。

## IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

- ・ 限られた資源（人的資源等）をより効率的・効果的に活用し、緊急時のみならず、平時においても県民サービスの向上を図るため、ICT等を活用して、保健所業務のデジタル化を推進します。

## I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

## I-1 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

## 現状と課題

- 1 新興感染症やヒトへの感染が懸念される鳥インフルエンザ、抗菌薬が効かない薬剤耐性（AMR）菌の出現など、健康危機事案の発生が今後も懸念される中、保健所が健康危機管理の拠点として機能を果たせるよう体制を整備するとともに、昨年度策定した「健康危機管理対処計画（感染症編）」等に沿って、平時から危機事案発生への備えを計画的に進める必要があります。
- 2 管内では、近年、豪雨による被害が頻発しており、地球温暖化の進行に伴って、今後も大規模な自然災害が続くことが懸念されます。このため、発災時に地区災害対策本部保健所班として、被災地の医療・保健衛生ニーズを適切に把握し、被災者の支援や健康被害の拡大防止等に迅速に対応できるよう体制を強化する必要があります。

## 保健所が実施すべき対策

- 1 健康危機管理拠点としての体制整備
  - (1) 健康危機管理対処計画等に基づく体制整備
    - ・ 新興感染症に備えた医療機関等の連携体制
    - ・ 鳥インフルエンザ発生に備えた関係者との連携
    - ・ AMR発生に備えた医療機関等との連携
  - (2) 健康危機管理事案に対する対応力の向上
    - ・ 新興感染症に備えた研修・訓練の実施
    - ・ 鳥インフルエンザ発生に備えた演習の実施
    - ・ AMRの拡大防止に向けた研修実施
- 2 自然災害に備えた体制強化
  - (1) 災害時保健医療体制の整備
    - ・ 組織運営に関する関係機関との連携強化に向けた協議
    - ・ 市町村や関係機関との連携強化
    - ・ 病院や福祉施設等での備蓄食品の相互支援体制の整備
  - (2) 初動体制の強化及び受援体制の構築
    - ・ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の効果的な活用
    - ・ アクションカード訓練の実施

## 中期的目標

- ・ 健康危機事案の発生動向の収集・分析を進め、県民や医療機関へ速やかに情報提供することで、効果的な予防やまん延防止につなげるとともに、発生時に必要な医療体制を確保

## 目標指標

- 1 健康危機管理拠点としての体制整備
  - (1) 健康危機管理連絡会議の開催 1回
  - (2) 感染症指定医療機関等と連携した研修や訓練の実施 3回
- 2 自然災害に備えた体制強化
  - (1) 災害時保健医療対策会議に向けた協議 1回
  - (2) EMIS活用のための医療機関への研修の実施 2回

# I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

## I-2 食品衛生対策（営業施設の指導等）の推進

### 現状と課題

- 1 令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化され、食中毒発生の危険性は低下しているものの、食中毒が発生した施設で不適切な運用が散見されるため、引き続き、HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策が必要です。また、全国的に加熱不十分な食肉による食中毒が多く発生していること、県内においてアニサキスによる食中毒が連続して発生していることから、事業者や消費者への啓発が必要です。
- 2 食品表示については、不適正事例が発生していることや今後も制度の改正等が想定されることから、事業者に向けて効果的に制度の普及と啓発を行う必要があります。また、食物アレルギー事故を防ぐため、食品取扱事業者等に食物アレルギーに関する正確な情報を提供していく必要があります。

### 保健所が実施すべき対策

- 1 HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策
  - (1) HACCPの定着支援
  - (2) 食肉の生食等による食中毒防止対策
  - (3) アニサキスによる食中毒防止対策
  - (4) 食中毒発生時の危機管理体制の整備
- 2 食品表示・食物アレルギー事故対策
  - (1) 食品衛生責任者更新講習会における事業者への食品表示適正化指導
  - (2) リーフレット等の配布による食物アレルギー対策指導

### 中期的目標

- ・ 健康被害の未然防止に向けて、食品取扱事業者がHACCPに沿った衛生管理を確実に実施
- ・ 食中毒被害を最小とするため危機管理体制を整備
- ・ 県民が安心して食生活を送るために、生産から消費に至る各段階で関係機関が連携し、食の安全・安心を確保

### 目標指標

- 1 HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策
 

(1) HACCPの定着支援をした営業施設数	400件
(2) 食肉の生食用や加熱不十分な調理に関する監視指導件数	200件
(3) アニサキスに関する情報提供回数	10回
(4) 食中毒対応シミュレーションの実施回数	2回
- 2 食品表示・食物アレルギー事故対策
 

(1) 食品衛生責任者更新講習会における食品表示指導回数	8回
(2) 講習会等における食物アレルギー啓発資料の配付	300部

## Ⅱ 健康寿命日本一に向けた取組

### Ⅱ-1 健康づくりの推進

#### 現状と課題

- 1 働きながら自然と健康になれる職場・地域環境づくりを目指し、関係機関と連携した健康づくりのための体制や社会環境の整備が必要です。また、中食や外食でも健康に配慮した食事が食べられるよう食環境整備も必要です。
- 2 青壮年期からの健康づくりを推進するため、従業員の健康づくりに取組む健康経営事業所を支援し、認定事業所の増加を目指しています。しかしながら、認定の条件となる、健康診断の結果把握、職場ぐるみの健康づくり、受動喫煙対策が達成できず、認定に至らない事業所があることから、引き続き支援を行う必要があります。
- 3 日常生活の中での身体活動量は多い一方、「1日30分以上の汗をかく運動を週2日以上かつ1年以上継続している」割合は、管内3市町とも県平均よりも低くなっていることから、健康及び体力の維持増進を目的とした運動習慣の獲得をめざす必要があります。

#### 保健所が実施すべき対策

##### 1 健康づくりを推進する体制づくり・環境整備

- (1) 地域・職域連携推進会議及び作業部会の開催
- (2) 市町の糖尿病重症化予防事業の支援強化
- (3) 健康づくりのための食環境整備の推進

##### 2 青壮年期からの健康づくり対策

- (1) 健康経営事業所における心身の健康づくりの支援強化
  - ・ 訪問による認定に向けた支援
  - ・ 事業所における受動喫煙対策の推進
- (2) 働く世代の運動習慣の定着促進
  - ・ 健康アプリ「おおいた歩得」の普及推進
  - ・ 「おおいた歩得」のイベント表彰や好事例の横展開
- (3) 地域の健康情報の発信

#### 中期的目標

- ・ 地域・職域連携による関係機関との連携や食の健康応援団店舗数の増加、健康経営認定事業所数の増加などを通じて、青壮年期の健康づくりに資する環境を実現

#### 目標指標

##### 1 健康づくりを推進する体制づくり・環境整備

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| (1) 地域・職域連携推進会議の開催         | 1回  |
| 職域ワーキング連絡会の開催              | 1回  |
| (2) 市町糖尿病重症化予防事業にかかる市町支援回数 | 5回  |
| (3) 食の健康応援団店舗数の増加          | 2店舗 |

##### 2 青壮年期からの健康づくり対策

- |                                 |         |     |
|---------------------------------|---------|-----|
| (1) 健康経営認定事業所                   | 新規認定事業所 | 3か所 |
| 健康寿命日本一おうえん企業等と連携した回数           |         | 3回  |
| 事業所を対象としたセミナー・連絡会・出前講座等の開催回数    |         | 7回  |
| (2) 健康経営推進のための情報提供紙「かたらんかい通信」発行 |         | 4回  |
| (3) 管内歩得ダウンロード率の上昇              |         | 1%  |

## Ⅱ 健康寿命日本一に向けた取組

### Ⅱ-2 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

#### 現状と課題

- 1 団塊の世代が75歳以上となる2025年が間近に迫るなか、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「地域包括ケアシステム」を深化させるため、医療と介護の連携など市町の取組の更なる推進が必要です。また、長期入院している精神障がい者の地域移行への支援や、難病患者の在宅療養を支える体制づくりにも取り組む必要があります。
- 2 地域医療においては、医師の働き方改革や看護師等の働き手不足などの状況を踏まえながら、急性期や回復期、慢性期を担う医療機関の役割分担と連携について具体的な検討を進めるとともに、慢性期の医療ニーズの受け皿としての役割を期待される在宅医療の充実を図る必要があります。

#### 保健所が実施すべき対策

- 1 管内市町が取り組む在宅医療・介護連携事業への支援
  - (1) 所内協議を踏まえた地域支援事業に係る市町の取組支援
  - (2) 入退院時情報共有ルールの定着支援など、圏域での市町、関係者の連携強化に向けた取組
- 2 在宅療養を支えるための支援体制の推進
  - (1) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けての市町及び関係機関への支援
  - (2) 関係機関・団体との協働・連携による難病患者の支援

#### 中期的目標

- ・ 医療と介護の連携体制の構築や西部圏域における地域医療構想の推進、さらに関係機関との連携により、精神科病床における入院患者の地域移行を進めることで、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを送るための環境を創出

#### 目標指標

- 1 管内市町が取り組む在宅医療・介護連携事業への支援
  - (1) 在宅医療と連携推進会議の運営支援(作業部会、全体会) 各8回
  - (2) 圏域としての研修会の開催 1回
- 2 在宅療養を支えるための支援体制の推進
  - (1) 圏域地域移行支援連絡会議 2回  
精神科病床における入院中からの退院支援 3人以上
  - (2) 難病対策地域協議会 1回

### Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

#### 現状と課題

- 1 豊かな環境を将来の世代へ継承していく県民運動である「おおいたうつくし作戦」をより一層普及させていく必要があります。
- 2 筑後川水系の豊かな水環境を保全していくため、NPO等と協働した取組が必要です。また、合併浄化槽への転換及び浄化槽の適正な維持管理の広報・啓発、行政による浄化槽管理者への適切な指導が必要です。
- 3 管内の産業廃棄物の不法投棄は令和4年度5件、令和5年度3件と依然として後を絶たない状況であり、不適正保管、不法焼却も散見されます。廃棄物不法処理防止連絡協議会を活用し、関係機関が連携して廃棄物の適正処理を推進する必要があります。
- 4 大気汚染防止法の一部改正により、令和3年度からアスベストが含まれるレベル3建材(成形板等)を使用した建築物の解体作業基準が強化されており、全国的に不適切な解体作業が確認されているため立入調査の強化が必要です。

#### 保健所が実施すべき対策

- 1 **すべての主体が参加する美しく快適な県づくり**  
おおいたうつくし作戦地域連絡会の開催
- 2 **豊かな水環境保全の推進**
  - (1) 筑後川上流ネットを核とした豊かな水環境取組への支援
  - (2) 浄化槽管理者への適切な指導
- 3 **廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進**
  - (1) 不法処理防止連絡協議会の開催
  - (2) 重点監視施設(4か所)の立入監視・指導を実施
- 4 **アスベスト飛散防止対策の強化**  
レベル3建材解体現場の立入調査を実施

#### 中期的目標

- ・ 大分の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、地域における環境保全団体と行政との情報共有や意見交換などを行う、環境保全ネットワークを拡充するとともに、廃棄物の適正処理や大気・水環境対策を強化

#### 目標指標

- |   |      |
|---|------|
| 1 <b>すべての主体が参加する美しく快適な県づくり</b><br>おおいたうつくし作戦地域連絡会等の開催 | 2回   |
| 2 <b>豊かな水環境の保全の推進</b>                                 |      |
| (1) イベント等での筑後川上流ネットによる広報・啓発                           | 3回   |
| (2) 浄化槽法定検査未受検者への文書指導率                                | 100% |
| 3 <b>廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進</b>                         |      |
| (1) 不法処理防止連絡協議会の開催                                    | 1回   |
| (2) 重点監視施設の立入監視・指導                                    | 12回  |
| 4 <b>アスベスト飛散防止対策の強化</b><br>建設リサイクル合同パトロール等による立入調査     | 4回   |

## IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

### 現状と課題

- 1 新型コロナウイルス感染症の患者管理や、高病原性鳥インフルエンザ対応に係る防疫作業従事者の健康調査等の業務において、業務改善プラットフォームである「キントーン」を活用するなど、保健所業務のデジタル化に取り組んでいますが、業務効率化を進めるには利用率の向上が必要です。
- 2 県民の利便性向上や健康危機事案に迅速に対応できるよう、平時から保健所業務全般について、ICT等を活用した業務の効率化が求められています。これまでの保健所DX化PTや所内での検討結果を踏まえ、取り組みを具現化していく必要があります。

### 保健所が実施すべき対策

#### ICT等を活用した業務効率化の推進

- 1 健康安全企画課における取組
  - (1) 職員のITスキルと情報リテラシー向上の取組
  - (2) 収納業務のキャッシュレス化の推進
- 2 衛生課における取組
  - (1) オンラインでの相談予約システムの活用推進
  - (2) キントーンを用いた環境関連事業場台帳の作成
- 3 地域保健課における取組
  - (1) 給食施設状況報告書の電子化の推進
  - (2) 給食開始届・給食内容変更届の電子化の推進
  - (3) 給食施設栄養指導票の電子化の推進
  - (4) 研修会アンケート等の電子化の推進

### 中期的目標

- ・ 保健所業務のデジタル化を進めることで、業務の効率化と県民サービスの向上を実現

### 目標指標

#### ICT等を活用した業務効率化の推進

(1) 職員のICTスキル向上等のための研修会開催	2回
(2) 玖珠食品衛生相談所における予約システム利用率	50%以上
(3) 給食施設状況報告書提出方法の電子化率	100%
(4) 研修会での電子によるアンケート等の実施割合	100%